

新規採用養護教諭・栄養教諭等研修指導者設置要綱

第1 趣旨

新規採用養護教諭研修における校内研修（以下、「校内研修」という。）及び新規採用栄養教諭等研修における校所研修（以下、「校所研修」という。）において職務遂行上の専門的事項の指導等を行う研修指導者を設置し、もって新規採用者の資質の向上及び新規採用研修の円滑な実施を図る。

第2 設置者

設置者は埼玉県教育委員会とする。

第3 職務

研修指導者は、次の職務を行う。

校内研修又は校所研修において、新規採用者に対し、専門的事項の指導を行うこと。

第4 その他

- 1 この事業の事務は、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長が掌理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、研修指導者の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成9年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。